歳末特別警戒を実施

みんなで　力をあわせて
安全・安心まちづくり

年末年始は、現金を狙ったひったくりや飲酒の絡んだ暴力事件、空き巣などの侵入犯罪の被害が多発することが予想されます。

歳末特別警戒期間中には、警察や防犯委員会、町会（自治会）などによる街頭啓発活動や夜警が市内各所で実施され、犯罪の被害防止を呼び掛けます。

皆さんも次のようなことに注意して、被害を防止しましょう。

■ひったくりの被害防止

・手荷物は車道と反対側にしっかりと持ち、自転車のカゴにはひったくり防止カバーを付けましょう。

・昼夜にかかわらず、人通りの多い明るい道を選びましょう。

■侵入犯罪の被害防止

・玄関や窓は、防犯性能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう（ワンドア・ツーロック）。

・短時間の外出時でも必ず戸締まりをしましょう。また、在宅中でも施錠しましょう。

・家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

■自転車・オートバイ盗の被害防止

・自転車やオートバイから離れるときは、短時間でも必ず鍵をかけ、ワイヤー錠などの丈夫な補助錠を活用しましょう。

■自動車盗、車上狙いの被害防止

・自動車を駐車するときは、エンジンキーを抜き、ドアロックをしましょう。また、防犯装置を付けるようにしましょう。

・車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

■女性に対する犯罪の被害防止

・夜間の一人歩きは特に気を付け、明るく人通りの多い道を選びましょう。

・歩きながらの携帯電話や、音楽プレイヤーの使用は不審者に狙われやすくなり、危険なのでやめましょう。

歳末街頭キャンペーンを実施します

とき　12月6日㈯、午前10時～11時

ところ　エコール・ロゼ1階アトリウム広場

問い合わせ　富田林警察署〔☎㉕１２３４〕

12月１日～31日
年末の交通事故防止運動

「今点けて！　まだ明るいは　もう暗い」
「身につけた？　ルールとマナーと反射材」
「許しません　飲酒運転　許す人」

次の３項目を重点に、年末の交通事故防止運動が実施されます。

●薄暮時間帯における交通事故防止

歩行者・自転車利用者の皆さん、薄暮時間帯に出掛ける際は、明るい色の服を着用し、反射材を活用しましょう。

●高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

高齢者の関係する交通事故が非常に多くなっています。信号を必ず守り、無理な横断はやめましょう。また、自転車乗用中にはヘルメットを着用するようにしましょう。

●飲酒運転の根絶

飲酒運転は、スピードに対する感覚が鈍ったり、運転動作が緩慢になったりし、事故へつながる可能性が高くなり非常に危険です。飲酒運転は絶対にやめましょう。

問い合わせ　富田林警察署〔☎㉕１２３４〕、道路交通課（内線４１６）

「市長とお茶でも」どうですか

11月11日の様子

あなたの市政に関するご意見やご提案、まちづくりのアイデアなどを市長室で市長とお茶でも飲みながら、気軽にお話ししませんか。

なお、11月は地域での活動などについてお話しいただきました。

とき　27年１月23日㈮、午後２時～４時30分まで

募集　３組（１組は５人まで）、１組当たり時間は30分

申し込み　12月15日㈫までの午前９時～午後５時30分（土・日曜日は除く）に電話で住所、氏名（参加者全員）、電話番号、テーマを情報公開課（内線181）へ（申し込み多数の場合抽選）

臨時給付金の申請受け付けは12月26日㈮で終了します

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けは12月26日㈮で終了します。支給対象者で申請がまだの人はお急ぎください。

各給付金の受け取りには申請が必要です。支給対象者かどうかの確認や申請書が必要な人はお問い合わせください。

※支給対象者の該当要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」からもご覧いただくことができます。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

●各給付金の概要と支給対象者など

■臨時福祉給付金

26年1月1日時点において本市に住民登録されている人で、26年度市民税が非課税の人（市民税が課税されている人の扶養親族となっている人を除く）を支給対象者とし、一人当たり1万円（基礎年金受給者などの加算対象者は1万5000円）を支給します。

■子育て世帯臨時特例給付金

26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給されている人（26年度の児童手当の所得制限に該当される人を除く）を支給対象者とし、対象児童一人当たり1万円を支給します。

公務員で職場から児童手当を受給している人へ

市役所への申請が必要です。申請には、職場から交付される「児童手当（特例給付）受給状況証明書」などが必要になります。

※各給付金とも、26年1月1日時点で生活保護などの受給者は対象外となりますが、3月31日までに停止・廃止になった場合は対象となります。

問い合わせ　臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給担当（内線286）

年末年始の業務案内

※市役所の業務は、年末が12月26日㈮まで、年始は1月5日㈪からです。

○印は業務日

施設名など ＼ とき	26㈮	27㈯	28㈰	29㈪	30㈫	31㈬	1㈷	2㈮	3㈯	4㈰	5㈪	6㈫
市役所・金剛連絡所	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
市役所日曜窓口	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－
休日急病診療　※1	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
富田林病院（外来診療）	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
保健センター	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
水道お客様センター	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○
総合スポーツ公園	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○
図書館（中央・金剛）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
人権文化センター・児童館	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
青少年センター	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
すばるホール　※2	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
レインボーホール（市民会館）※3	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
市民公益活動支援センター	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
かがりの郷　※5	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
けあぱる　※6	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
農業公園サバーファーム	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	－	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
レインボーバスの運行	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
富田林斎場	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所　※7	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○

※1　内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、17ページをご覧ください。

※2　12月28日㈰、27年1月4日㈰は午後5時30分で閉館します。

※3　12月28日㈰は浴場の利用はできません。

※4　12月28日㈰、27年1月4日㈰は浴場の利用はできません。

※5　12月28日㈰、27年1月4日㈰、5日㈪は浴場の利用はできません。

※6　介護老人保健施設は12月27日㈯～27年1月4日㈰まで面会はできますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7　12月29日㈪～27年1月3日㈯も墓参りはできます。

年末年始のごみ・し尿収集日

ごみは12月31日㈭まで通常どおり収集します

問い合わせ　衛生課（内線144～146）

年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。
※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ	27年１月５日㈪より通常の日程で収集します。　※１月１日㈷～４日㈰は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月29日㈪まで、年始は27年1月５日㈪から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月30日㈫まで、年始は27年1月６日㈫から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月31日㈬まで、年始は27年1月７日㈬から
粗大ごみ	27年１月５日㈪より通常の日程で収集しますが、１日㈷、２日㈮の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。
資源ごみ　**カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックなど**	27年１月５日㈪より通常の日程で収集しますが、１日㈷、２日㈮の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。

	収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家		1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭		
	旭ケ丘町、粟ケ池町、川面町、喜志新家町、喜志町一～五丁目、木戸山町		1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮		
	梅の里、喜志（大字）				1/2㈮→1/9㈮	
	嬉、彼方	1/2㈮→12/31㈬				
	かがり台、北大伴町、楠町				1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮
	金剛錦織台、金剛伏山台				1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭
サ・タ行	西条町、桜井町、新堂（平和台のみ）、通法寺町		1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮		
	新青葉丘町		1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭		
	新堂（平和台以外）				1/2㈮→1/9㈮	
	須賀、廿山				1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭
	寺池台二～五丁目				1/1㈷→1/8㈭	
ナ・ハ行	錦織北・中・東・南		1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭		
	平町		1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮		
	伏見堂、不動ケ丘町	1/2㈮→12/31㈬				
	伏山				1/1㈷→1/8㈭	1/1㈷→1/8㈭
	別井				1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮
マ・ヤ行	緑ケ丘町、南旭ケ丘町、宮町		1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮		
	南大伴町、山中田町				1/2㈮→1/9㈮	1/2㈮→1/9㈮
	横山	1/2㈮→12/31㈬				

年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。
※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

	し尿収集地域	し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/26㈮、1/10㈯
	旭ケ丘町	12/20㈯、1/7㈬
	嬉（桜ケ丘）	12/24㈬、1/10㈯
	嬉（桜ケ丘除く）	12/23㈷、1/12㈷
	彼方	12/24㈬、1/12㈷
	上佐備、甘南備	12/22㈪、1/9㈮
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	12/17㈬、1/5㈪
	川向町	12/18㈭、1/6㈫
	喜志新家町	12/23㈷、1/8㈭
	甲田（北甲田含む）	12/25㈭、1/13㈫
	寿町（青山台）	12/27㈯、1/14㈬
	寿町（青山台除く）	12/23㈷、27㈯、1/6㈫、9㈮
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	12/17㈬、1/5㈪
	桜ケ丘町	12/20㈯、22㈪、1/6㈫、7㈬
	下佐備、廿山	12/22㈪、1/9㈮
	昭和町	12/26㈮、1/12㈷
	新家	12/24㈬、1/10㈯
	須賀（大字含む）	12/26㈮、1/14㈬
	谷川町	12/18㈭、30㈫、1/16㈮
	常盤町（国道筋）	12/19㈮、20㈯、22㈪、1/5㈪、6㈫、7㈬
	常盤町（国道筋除く）	12/17㈬、29㈪、1/15㈭
	富田林町	12/19㈮、26㈮、1/5㈪、12㈷

	し尿収集地域	し尿収集日
ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	12/22㈪、1/9㈮
	中野町	12/19㈮、1/6㈫
	中野町西	12/23㈷、1/9㈮
	西板持町（柏木住宅）	12/19㈮、1/5㈪
	西板持町（柏木住宅除く）	12/18㈭、19㈮、1/6㈫、7㈬
	錦ケ丘町、富美ケ丘町	12/27㈯、1/14㈬
	錦織北・中・東（笹原町除く）・南、伏見堂（青山台）	12/25㈭、1/13㈫
	錦織（大字）、伏山（聖ケ丘含む）	12/26㈮、1/14㈬
	錦織東（笹原町）、伏見堂（青山台除く）	12/23㈷、1/12㈷
	平町	12/24㈬、1/9㈮
	別井	12/17㈬、1/5㈪
	本町	12/24㈬、1/10㈯
マ・ヤ・ラ・ワ行	南大伴町	12/19㈮、1/7㈬
	宮甲田町	12/24㈬、1/10㈯
	宮町	12/16㈫、17㈬、18㈭、29㈪、30㈫、1/5㈪、15㈭、16㈮、19㈪
	山中田町	12/18㈭、1/6㈫
	横山	12/24㈬、1/12㈷
	龍泉	12/22㈪、1/9㈮
	若松町	12/29㈪、30㈫、1/15㈭、16㈮
	若松町西	12/23㈷、1/9㈮
	藤野ミゼット車収集地区	12/17㈬、1/5㈪
	阪南ミゼット車収集地区	12/26㈮、1/10㈯

投票日12月14日㈰、午前７時～午後８時

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が実施されます

私たちは、選挙によって選ばれた代表者を通じて政治に参加し、意思を反映させています。私たちの意思を正しく反映させるためにも、必ず投票しましょう。

12月初旬に、投票所入場整理券を各家庭に郵送しますので、投票の際に持参してください。なお、入場整理券がなくても、投票所で選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば投票できます。

選挙公報は、投票日2日前までに各家庭に配布しますが、届かないときはお問い合わせください。なお、12月9日㈫より市ウェブサイトの市役所のご案内「選挙」からもご覧いただけます。

市役所と金剛連絡所で期日前投票ができます

投票日に、何らかの事情で投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき　12月3日㈬～13日㈯、午前8時30分～午後8時（土・日曜日を含む）

※ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、3日㈬～6日㈯の4日間は投票できません。

ところ　市役所401会議室、金剛連絡所2階ホール

不在者投票

郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所されている人で投票所に行くことができない人は、その施設で不在者投票ができます。

滞在地での不在者投票

一時的、遠隔地に滞在している人は、選挙管理委員会に請求すると滞在先に投票用紙などを郵送しますので、最寄りの同委員会で不在者投票ができます。

※いずれも手続きには一定の期間を要しますので、至急お問い合わせください。

問い合わせ　選挙管理委員会事務局（内線486）

市議会の虚礼廃止にご理解とご協力を

富田林市議会では、次のとおり虚礼廃止を申し合わせています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○年始および暑中見舞いなどの時候の挨拶状は出さない。また、中元および歳暮などの贈答はしない。

○葬祭に際しての樒（しきみ）・香典・供花（きょうか）・供物・弔電などをしない。

○結婚・入学などの慶事に際して、お祝いや祝電などをしない。

○各種団体などの行事に対して、お祝いの祝電・寄付・寸志などをしない。

○新聞・雑誌、または団体が発行する機関誌や記念誌などへの名刺広告や協賛広告はしない。

※ただし、親族に対する冠婚葬祭に関するものは除きます。

問い合わせ　議会事務局（内線213）

南河内環境事業組合
ダイオキシン測定結果

同事業組合第1清掃工場（ごみ焼却場）から排出される排出ガスや周辺地域の大気、土壌などに含まれているダイオキシン濃度について、今年8月7日に地元住民立ち会いのもと測定しました。

同清掃工場の排ガス1立方メートル中のダイオキシン濃度の測定結果は、0・075ナノグラム（1ナノグラムは、10億分の1グラム）で、国の排出基準値（14年12月）の1ナノグラムを下回っています。

次に、周辺の大気1立方メートル中のダイオキシン濃度の測定結果は、同清掃工場より東方向250メートルの農業公園サバーファームで0・016ピコグラム（1ピコグラムは、1兆分の1グラム）、同じく北方向900メートルのグリーンピア東条では0・054ピコグラムで、大気環境基準値（12年1月15日）の0・6ピコグラムを下回っています。

また、周辺土壌1グラム中のダイオキシン濃度の測定結果は、同清掃工場より北方向800メートルの水田で12ピコグラムとなっており、土壌環境基準値（12年1月15日）の1000ピコグラムと比較するとかなり低い数値となっています。

問い合わせ　同事業組合［☎(33)6584］

市役所駐車場を有料化します

27年2月2日㈪より、市役所を利用される人の利便性の向上を目的に、市役所駐車場を整備し、有料化します。有料化により、無断駐車を無くし、駐車待ち時間の短縮を図ります。

駐車場利用料金は、下表のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

※同料金については、割引処理を受ければ、ご利用窓口での所要時間は無料となります。詳細については、27年1月号広報や市ウェブサイトなどでお知らせします。

問い合わせ　総務課（内線333）

料金表

駐車時間	金額
午前8時から午後6時まで	入庫後30分ごとに100円（ただし、入庫後60分以内は200円）
午後6時から午前8時まで	入庫後60分ごとに100円

※最大料金の設定はありません。

富田林霊園の使用者を募集 ～好評販売中～

本市が管理している富田林霊園の使用者を引き続き募集しています。

募集区画　下表のとおり

募集区画　午前9時～午後5時まで現地で自由に見学できます。

※永代使用料の融資や維持費の納付方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　衛生課（内線143、147）、同霊園管理事務所〔☎(35)2323〕

タイプ	広さ（㎡）	永代使用料				維持費（10年分）
		市　民		市民以外		
		角地以外	角地	角地以外	角地	
A	2	86万円	90万円	94万円	98万円	4万円
B	3	129万円	135万円	141万円	147万円	6万円
C	4	172万円	180万円	188万円	196万円	8万円
D	6	258万円	270万円	282万円	294万円	12万円

スポーツ施設情報システム（オーパス）を導入します

27年2月2日㈪より、体育施設を対象にしたスポーツ施設情報システム（オーパス）を導入します。事前に利用者登録をすることによって、インターネットを利用した体育施設の予約や予約状況の検索が可能となり、利用料も口座振替による後払いとなります。利用者登録は、12月22日㈪から、市民総合体育館〔☎(24)2265〕、青少年スポーツホール〔☎(29)3778〕、総合スポーツ公園〔☎(35)2121〕の各窓口にて受け付けます。

※同システムを利用しない場合、抽選申し込みに参加することができず、利用申請できるのが、空き施設の利用申請開放指定日からとなります（同指定日は施設により異なります）。

●利用者登録

登録区分	登録条件	システム利用対象体育施設	登録時必要書類など
個人登録	満15歳以上（中学生を除く）	・テニスコート ・総合スポーツ公園（テニスコート）	①利用者登録申請書 ②預金口座振替依頼書 ③団体登録構成員表（団体登録のみ） ④本人が確認できる書類（運転免許証など） ⑤預（貯）金通帳 ⑥通帳の印鑑 ※①～③の書類については、利用者登録の各受付窓口に備え付けてあります。
団体登録	5人以上で構成された団体で、代表者が満20歳以上	・総合体育館 ・青少年スポーツホール ・スポーツグラウンド ・総合スポーツ公園（多目的競技場、野球場、ゲートボール場）	

●登録料などについて

登録料	更新料	再交付料
500円	300円	200円

※利用者登録は3年間有効で、更新期日までに利用者登録の廃止手続きがなければ自動的に更新されます。

●利用者登録カードの交付など

利用者登録後、利用者登録カードを交付します。施設の利用時に利用者登録カードの提示をお願いすることがありますので、利用の際は必ず持参してください。

※同システムを利用した、施設予約の手続きや施設ごとの抽選申し込み期日など詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「スポーツ振興課」をご覧ください。

問い合わせ　スポーツ振興課〔☎(20)0390〕、利用者登録の各受付窓口

施設予約ネットワークシステム（相互予約）が終了します

これまですばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合スポーツ公園では、同システムを利用して3つの施設間での施設の相互予約が可能でしたが、予約システムの変更に伴い、**同システムを利用したインターネット予約の受け付けを27年1月5日㈪をもって、また窓口での相互予約の受け付けを27年1月31日㈯をもって終了します。**

なお、同システム終了後は、利用する各施設の窓口での予約をお願いします。また、今後のインターネット予約については、総合スポーツ公園は27年2月2日㈪から（上記「スポーツ施設情報システム（オーパス）を導入します」を参照）、すばるホールおよびレインボーホール（市民会館）は27年4月1日㈬から新たにご利用いただける予定です。すばるホールおよびレインボーホール（市民会館）の新しい予約方法などについては、今後詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

問い合わせ　社会教育課〔☎(24)1451〕、スポーツ振興課〔☎(20)0390〕

広告入り封筒の無償提供者を募集

～保育所保育料・学童クラブ利用料納入通知書送付用～

本市では、経費の削減に努めるため、地元企業などの広告を掲載した同封筒を作成し、無償で提供していただける事業者を募集します。提供していただいた封筒は、27年度に使用する予定です。

なお、広告主は事業者で募集していただきます。

無償提供枚数　2万5000枚

申し込み　12月5日㈮～19日㈯（土・日曜日を除く）、午前9時～午後5時30分までにこども未来室（内線293）へ　※募集要領など、詳しくは市ウェブサイトの各課のページ「こども未来室」をご覧ください。

入札参加願い追加受け付け

本市では、27年度の物品の買い入れ、修理、売り払いと管理業務（水道事業含む）の入札参加願いを次のとおり追加受け付けします。

提出要領の配布　12月1日㈪～（土・日曜日、祝日、12月29日㈪～27年1月2日㈮を除く、午前9時～午後5時30分）、契約検査課で配布　※市ウェブサイトの各課のページ「契約検査課」（用度係・入札参加資格申請の物品等）からダウンロードもできます。

資格有効期間　27年4月1日㈬～28年3月31日㈭の1年間

受付期間　27年1月13日㈫～16日㈮（消印有効）までに、提出要領に基づき作成した書類を郵送（一般書留・簡易書留郵便）、または宅配便で契約検査課（内線478、479）へ（持参不可）

26年工業統計調査にご協力を！

この調査は、国内における工業の実態を明らかにすることを目的に、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に12月31日㈬を基準日として実施されます。

対象となる事業所には、27年1月中に統計調査員が調査票の配布・回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ　総務課（内線331）

地球温暖化防止月間 ～温室効果ガスの削減を実施！～

12月は地球温暖化防止月間です。地球温暖化防止のため、日常生活において温室効果ガス（CO2など）の発生を抑える、「地球にやさしい省エネライフ」を実践しましょう。

問い合わせ　みどり環境課（内線432）

ストーブの取り扱いに注意！

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災にならないよう、次の点に注意しましょう。

・取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用する
・布団、ふすま、カーテンの近くでは使用しない
・新聞、雑誌などの可燃物を近くに置かない
・洗濯物を乾かすなど、乾燥機代わりに使用しない
・外出するときやそばを離れるとき、寝るときには、必ず消火または電源を切る
・必ず消火してから給油する
・給油中に灯油がこぼれたり、あふれたりしたときは、油をよく拭き取り、しばらくしてから点火する
・カートリッジタンクのキャップは、確実に閉めたことを確認してから、持ち運ぶ
・ストーブの近くで、スプレー、シンナー、ガソリンなどの引火性のものを使用したり、置いたりしない
・収納するときは、灯油を抜き、電池、電源は外す

問い合わせ　市消防本部予防課〔☎(25)7400〕

準防火地域の指定拡大について説明会を開催します

本市では、災害に強いまちづくりをめざして、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、準防火地域の指定拡大に取り組んでいます。

準防火地域とは、地震などの災害により生じる市街地大火による延焼被害を最小限に抑えることを目的とし、建物に一定の防火性能を義務付ける区域を定めるものです。準防火地域に指定されると、建物規模による建築制限が適用されます。

現在、商業地域および近隣商業地域を準防火地域に指定していますが、これを市街化区域全域（第一種低層住居専用地域、工業専用地域、伝統的建造物群保存地区を除く）へ指定範囲を拡大するものです。

準防火地域の指定拡大について、市民の皆さんに広く周知するための説明会を開催します。

とき　12月12日㈮、午後7時～8時、13日㈯、午後1時～2時

ところ　市消防本部4階視聴覚室（当日、直接会場へ）

※車でお越しの場合は、市役所第二駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ　まちづくり推進課（内線453、459）

市職員採用資格試験を実施します

27年4月採用の市職員採用資格試験を実施します。

試験職種と受験資格および採用予定人数

左表のとおり

《試験職種と受験資格および採用予定人数》

試験職種	受験資格		採用人数
①事務職 手話通訳者	・昭和49年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた人	・手話通訳士の資格を有する人（27年3月31日までに資格取得見込みの人を含む）または都道府県で手話通訳者として登録している人	1人程度
②技術職 土木（民間企業など経験者）	・昭和54年4月2日以降に生まれた人	・1級土木施工管理技士資格を有し、民間企業などで土木工事に関する設計、施工管理などの業務に5年以上従事した人	2人程度
③技術職上級 土木	・昭和60年4月2日以降に生まれた人	・大学（短期大学を除く）において、土木課程を履修し、卒業または27年3月31日までに卒業見込みの人	

第1次試験日

27年1月18日㈰、①は教養試験と実技試験、②は論文試験と面接試験、③は教養試験と専門試験

申込書の交付

12月8日㈪～27年1月8日㈭に市役所人事課、金剛連絡所で交付（市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます）

申し込みの受け付け

12月22日㈪～27年1月8日㈭（郵送の場合は27年1月6日㈫までの消印有効）までに人事課（内線322、323）へ

※申込書の交付、受け付けは、月～金曜日（12月29日㈪～27年1月2日㈮、祝日を除く）の午前9時～午後5時30分まで。

※いずれの職種においても性別は問いません。また、日本国籍を有しない人も受験できます。

問い合わせ 人事課（内線322、323）

水道事業用地を売却します

水道事業用地を一般競争入札で売却します。最低売却価格以上で最高額の入札者が落札者となります。売却物件所在地（地番）、現地説明会、実施要領の配布、入札などの内容は次のとおりです。

売却物件所在地（地番） 富美ケ丘町788番3

現地説明会 12月8日㈪、午後1時～（当日、直接現地へ）

実施要領の配布 12月16日㈫（土・日曜日は除く、午前9時～午後5時30分）まで、水道事業用地売却実施要領を水道総務課で配布（市ウェブサイトの各課のページ「富田林市水道事業」からダウンロードもできます）

入札参加申し込み 12月10日㈬～16日㈫、午前9時～午後5時30分までに必要事項を記入の上、水道総務課へ持参

入札受け付け 12月15日㈪～19日㈮、午前9時～午後5時30分までに必要事項を記入の上、水道総務課へ持参

開札日 12月22日㈪、午後3時

※入札前に所定の入札保証金の納付が必要です。

※落札者は、市の指定する期日までに契約を締結し、契約保証金、売買代金を納付していただきます。

※詳しくは、水道事業用地売却実施要領をご覧ください。

問い合わせ 水道総務課（内線251）

シルバー人材センターで働いてみませんか

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある60歳以上の人が会員登録し、知識、経験、能力などを生かし活動しています。

こんな仕事をしています

●屋内外の軽作業 清掃、除草、工場内雑役、水やり

●技能を必要とする分野 植木剪定、ふすま・障子・網戸張り替え、大工仕事、ペンキ塗り

●サービス分野 家庭の掃除・洗濯、福祉・家事援助サービス

●管理分野 施設・駐車場・物品の管理

●事務分野 一般事務、宛名書き、アンケート集計

●専門技術分野 ボイラー保守、経理事務

●折衝・営業分野 販売、営業、チラシの配布・配達

あなたも入会しませんか

対象者 市内在住の60歳以上で、働く意欲がある健康な人

会費 年額1000円

※入会説明会を12月17日㈬、27年1月21日㈬、2月18日㈬、3月18日㈬、いずれも午後1時30分～4時30分まで、同人材センターで開催しますので、入会を希望される人は、いずれかの日程で必ず1回参加してください（要事前問い合わせ）。

庭園総合管理講習会を開催

とき 27年1月15日㈭、16日㈮、19日㈪～23日㈮、いずれも午前9時～午後4時（全7回）

ところ 市内の公園など

対象者 55歳以上で、運転免許を有し、植木剪定業務などに従事することに興味がある人（経験は必要ありませんが、ハローワークでの求職手続きが必要です）

※書類により選考しますので全ての人が受講できるとは限りません。

定員 30人

参加費 無料

申し込み 12月8日㈪～26日㈮までに同人材センターへ

問い合わせ 同人材センター［☎(33)4567］

成人式を開催します

本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、成人式を開催します。

とき　27年1月12日㈷、午前10時30分～

ところ　すばるホール

対象者　平成6年4月2日～7年4月1日までに生まれた人　※対象者には、案内状を郵送しますが、12月13日㈯までに届かない場合はお問い合わせください。

式典での登壇者を募集

成人式当日の式典において、舞台上で次のことをしていただける新成人を募集します。

①花束および記念品を受け取る男女各3人

②誓いの言葉を述べる男女各1人

申し込み　12月12日㈮（必着）までに、はがきに住所、氏名、電話番号、①②のいずれか希望する方を記入し、〒584・8511常盤町1の1　市教育委員会社会教育課〔☎(24)1451〕へ（申し込み多数の場合は面接により選考）

大阪ろうあ者成人式にご参加を

（公社）大阪聴力障害者協会と大阪市聴言障害者協会では、府内在住のろうあ者を対象に、成人式を開催します。

とき　27年1月11日㈰、午後1時～4時

ところ　府谷町福祉センター（大阪市中央区谷町五丁目4の13）

対象者　平成6年4月2日～7年4月1日までに生まれた人

参加費　無料

申し込み　27年1月5日㈪までに、電話またはファクスで住所、氏名、生年月日、ファクス番号を（公社）大阪聴力障害者協会事務局〔☎・FAX06（6761）1394・06（6768）3833〕へ

12月3日～9日は 障がい者週間

～共生社会の実現をめざして～

障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に対して、積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日～9日は、障がい者週間と定められています。

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。

現在、本市には約6500人の障がい者（身体、知的、精神）がいます。

知的・発達・精神障がい者は、外見からは分かりにくく、人との関わりやコミュニケーションが苦手という人が多く見られます。障がいのある人への応対は、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」を基本とし、みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

≪コミュニケーションのこつ≫

・リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせて、話をよく聞く

・質問により、相手の気持ちを確認する。「はい」「いいえ」で答えられるように質問する

・絵記号などを用いたコミュニケーションボードなどを使い、視覚的なコミュニケーションを図る

障がい者相談員制度のご利用を

本市では、障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施していますので、気軽にご利用ください。

相談員は、次の皆さんです。

肢体障がい関係

○田畑　耕作さん（錦織南）〔☎(24)5458〕

○西田　卓司さん（清水町）〔☎(26)3080〕

○川口　貞代さん（甲田）〔☎(23)3538〕

○竹野　惠美子さん（楠町）〔☎(25)2714〕

聴覚障がい関係

○扶川　始さん（寺池台）〔☎・FAX(29)7086〕

○北野　隆雄さん（藤沢台）〔☎・FAX(29)2448〕

視覚障がい関係

○中井　美代子さん（若松町西）〔☎(23)5740〕

知的障がい関係

○宮崎　幸美さん（別井）〔☎(24)2461〕

○井上　節子さん（須賀）〔☎(54)5630〕

精神障がい関係

○山本　順子さん（NPO法人草志庵）〔☎(70)7673〕

○山本　勝子さん（寿町）〔☎090（9620）7419〕

問い合わせ　障がい福祉課（内線192）

地上デジタル放送難視対策の各種支援が終了します

国が実施している、地上デジタル放送難視対策のための各種支援制度は、27年3月末をもって終了します。期限までに同対策工事を完了するためには、遅くとも26年12月中の申し込みが必要です。

問い合わせ　総務省地デジコールセンター〔☎0570（07）0101〕

12月4日～10日は人権週間

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～

国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、法務省および全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思考の普及高揚に努めています。

この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合えるよう人権認識を高めましょう。また、障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。

本市では、同週間に合わせて、人権擁護委員による特設人権相談や街頭啓発などを実施したり、すばるホールで2014とんだばやし人権フェア（関連ページ13ページ）を開催したりします。

問い合わせ　人権政策課（内線472）

大阪エコ農産物認証制度の申請を受け付け

本市では、府と連携して大阪エコ農産物認証制度を推進しています。

同制度では、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、下図の認証マークを出荷容器や包装物、または直接表示することができるため、栽培者は、これを活用して、農産物の商品価値を高めることができます。

認証を受けるためには申請が必要で、27年1月申請分を1月6日㈫～20日㈫（土・日曜日、祝日を除く）まで農業振興課で受け付けます。

対象となる農作物は、市内で生産される米、大豆、野菜、果樹、花卉（観賞用植物）の内、府が定める76品目で、1農作物・1区画当たり1アール以上の栽培面積が必要です。

また、申請日以降に栽培を開始し、27年4月1日㈬以降に収穫する農作物が対象となります。

その他、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　農業振興課内市エコ農産物推進協議会（内線445）、南河内農と緑の総合事務所農の普及課〔☎(25)1131〕

特設人権相談

とき　12月12日㈮、午後1時～4時
ところ　市役所地下904会議室（当日、直接会場へ）
※当日は、電話でも相談できます（内線544）。
問い合わせ　人権政策課（内線472）

～金剛公民館人権週間行事～ 映画「僕のうしろに道はできる」上映

人権週間に合わせて、ドキュメンタリー映画「僕のうしろに道はできる」を上映します。

映画を鑑賞しながら、命の尊さについて学んでみませんか。

とき　12月6日㈭、午後2時～4時（午後1時45分開場）
ところ　金剛公民館
内容　映画「僕のうしろに道はできる」上映、映画製作スタッフによる講演会
※映画は日本語字幕、講演会は手話通訳あり。
定員　100人（当日、直接会場へ）
入場料　無料
問い合わせ　金剛公民館

人権啓発講演会「ハンセン病問題の現在を知る」

ハンセン病問題の現状を知り、回復者やその家族の真の人権回復のために、市民や地方自治体が果たすべき役割について考えてみませんか。

とき　12月17日㈬、午後7時～9時
ところ　市役所地下902会議室
内容　講演「ハンセン病回復者と家族が置かれている実態と今後の課題について」「国家賠償訴訟原告というかけがえのない経験」
定員　60人（当日、直接会場へ）
入場料　無料
問い合わせ　市人権協議会〔☎(24)3700・FAX(25)5952〕

第31回部落解放富田林教育研究集会

とき　12月14日㈰、午前9時30分～正午（午前9時～受け付け）
内容　①第1分科会「母子避難、心の軌跡」、②第2分科会「『SAYAMA』が教えてくれるたいせつなこと」、③第3分科会「民話をたずねて」
※①は児童館、②③は人権文化センターで開催。
定員　①～③各80人（当日、直接会場へ）　※無料保育あり（12月8日㈪までに要予約）。
参加費　1000円（資料代、当日徴収）
問い合わせ　市人権協議会内第31回部落解放富田林教育研究集会実行委員会事務局〔☎(24)3700・FAX(25)5952〕

連載エッセー

明日をめざして

「ロールモデル」
～子どもたちは大人の姿を見ています～

■路上に捨てられた、たばこの吸い殻

先日、子どもたちと一緒に駅前通りのボランティア清掃活動に参加しました。風に乗って、どこからか飛んできたと思われるビニール袋や、ペットボトルなどのごみがたくさん集まりました。

しかし、これらのごみ以上にたくさん落ちていたのが、たばこの吸い殻でした。おそらく交差点の信号待ちの間に車から捨てられたものと思われます。

■石川に捨てられた、大量のごみ

また、これは別の日の話ですが、石川へ魚捕りに行きました。富田林高校科学部の調査によると、石川にはコイやフナだけでなく、タモロコやナマズ、カマツカなど、さまざまな魚が生息しているそうです。何が捕れるか楽しみにしていました。

ところが、石川に着いてみると明らかに故意に捨てられたと思われる大量のごみがありました。石川大清掃のたびにきれいになっているはずなのに、これでは魚捕りどころではありません。辺りを清掃して帰ることにしました。

路上に捨てられた、たばこの吸い殻や石川に捨てられた、大量のごみは、子どもたちの目にはどう映ったのでしょうか。

身近な大人がよいお手本を！

４月に実施された「全国学力・学習状況調査」の分析では、規範意識の高い子どもほど、正答率が高いという結果が出ています。すなわち、「善悪を判断する力」と「学力」とは相関があるということです。子どもたちが「確かな学力」を身に付け、夢を抱き、前向きに生きていくためには、身近な大人がよいお手本（ロールモデル）となることが大切であるといわれています。

心無い大人の行動が、実は子どもたちに大きな影響を与えているのです。私たち大人は、子どもが生きることに夢や希望、勇気が湧くように、大人のあるべき姿を子どもたちに見せてあげられる存在でありたいものです。今後、子どもたちが、健やかに成長することを願ってやみません。

教育指導室（内線363、364）

げんきっ！NPO

NPOとは営利を目的とせず社会活動をする組織です

まちの課題解決に向けて！

市民公益活動とは何？と尋ねられて、すぐに答えることができる人は、多くないかもしれません。

●市民公益活動とは

市民の自発的、自主的、継続的な社会貢献活動で、不特定多数の人の利益の増進を図ることを主たる目的とする活動のことをいいます。営利目的の活動や政治活動、宗教活動などは含みません。

●市民公益活動をする団体は大きく２種類に分けられます

一つ目は町会（自治会）やＰＴＡ、青年団など、居住する地域の「縁」によって組織された「地縁型団体」です。

二つ目は子育てや介護など特定のテーマを解決するために活動するボランティア団体やＮＰＯ団体など、「テーマ」によって組織された「テーマ型団体」です。

現在、この２種類の団体は、それぞれ互いに、あまり交流することなく活動していることが多いのではないのでしょうか。しかし、少子高齢化や防犯、防災などの課題に対しては、それぞれの団体が個別に活動していてはうまく解決できないこともあります。

●協働することで

例えば、地域の高齢者に関する課題に対しては、町会（自治会）などの地縁型団体は、地域との関わりが深く、地域住民との橋渡し的な役割などを得意としていますが、一方どのように課題に対応したらいいのか専門的な知識は持っていません。

そこで、専門的な高齢者支援サービスをしているテーマ型団体と情報などを共有して協働することで、課題解決につなげていけると考えています。

●地縁型、テーマ型の垣根を越えて

自分たちのまちの課題は何なのか。どのように解決していくのか。課題を解決するため、地縁型、テーマ型の垣根を越えて協働していくことも、まちの課題解決の一つの方法ではないかと考えています。

市民協働課（内線 473）